

広島県の不妊検査や不妊治療助成制度について

広島県では、不妊に悩む方を支援するため、不妊検査・一般不妊治療や特定不妊治療を受けた場合の費用の一部を助成する制度があります。

不妊検査・一般不妊治療への助成

(助成を受けることができる人)

平成31年4月1日以降に夫婦そろって不妊検査を受けた場合で、次に該当する方。

○婚姻（事実上の婚姻を含む）している夫婦で、申請日に広島県内に住所を有すること。

○検査開始時点の妻の年齢が35歳未満であること。

※「夫婦が共に不妊検査を開始した場合」とは、夫婦のどちらかの検査開始日から概ね4か月以内にパートナーが検査を開始した場合とし、夫婦が別の医療機関で検査した場合も助成対象となります。医療機関は県内・県外を問いません。

詳しい助成内容や手続き・申請窓口などは [広島県 不妊検査](#)



特定不妊治療（体外受精や顕微授精）への助成

(助成を受けることができる人)

次の要件を全て満たす方

○治療開始時に婚姻している夫婦（事実上の婚姻を含む）で、広島県内に住所を有すること。

○令和4年4月1日以降に開始した治療で、体外受精や顕微授精以外では、妊娠の見込みがないと医師が判断し、指定医療機関で先進医療（保険適用外）を併せて受けたこと。又は本来保険適用となる治療と併用することにより、全額自費診療で治療を受けたこと。

○治療期間初日における妻の年齢が43歳未満であること。

詳しい助成内容や手続き・申請窓口などは [広島県 特定不妊](#)



子どもが欲しいご夫婦・カップルの手引き

広島県 ふたりの妊活全力応援



広島県不妊専門相談センターについて

広島県不妊専門相談センターでは、不妊や不育に悩む夫婦や家族に対し、不妊・不育に関する医学的・専門的な相談やこころの悩み等について、医師や助産師等の専門家が相談に対応したり、治療に関する情報提供を行っています。

詳しくはこちらから [広島県 不妊専門相談センター](#)



三原市は 特定不妊治療費補助を おこなっています

※申請で必要な書類や受付などの詳しい内容については、お問い合わせください。

■ 制度の概要

不妊治療を受けておられるご夫婦に対して、指定医療機関で受けた特定不妊治療である体外受精または顕微授精等に併せて行われる保険適用外の先進医療、あるいは医療機関から申請を受けて国が審議を行っている検査・治療にかかった費用の一部を補助します。

(広島県内の指定医療機関)

医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	特定不妊治療	男性不妊治療
絹谷産婦人科クリニック	730-0035	広島市中区本通 8-23 本通ヒルズビル 4F	082-247-6399	○	
広島 HART クリニック	732-0822	広島市南区松原町 3-1-301	082-567-3866	○	
県立広島病院 生殖医療科	734-8530	広島市南区宇品神田 1-5-54	082-254-1818	○	
香月産婦人科	733-0812	広島市西区己斐本町 2-14-24	082-272-5588	○	
広島中央通り 香月産婦人科	730-0029	広島市中区三川町 7-1	082-546-2555	○	
IVF クリニックひろしま	732-0822	広島市南区松原町 5-1 BIG FRONT ひろしま 4F	082-264-1131	○	○
いぐち腎泌尿器クリニック	730-0031	広島市中区紙屋町 2-2-2 紙屋町ビル 5 階	082-242-1145		○
笠岡レディースクリニック	737-0811	呉市西中央一丁目 3-9 5F	0823-23-2828	○	
医療法人社団幸の鳥レディースクリニック	721-0907	福山市春日町 1-7-14	084-940-1717	○	○
よしだレディースクリニック内科・小児科	721-0955	福山市新涯町三丁目 19-36	084-954-0341	○	

※このほか、他の都道府県等が指定している医療機関も、指定医療機関とみなします。

⇒ 他の都道府県、指定都市、中核市が指定している指定医療機関で受けた場合も対象となります。
(厚生労働省のホームページをご確認ください)

■ 対象者

※三原市への申請の際は広島県特定不妊治療支援事業の承認決定通知書が必要となります。

夫婦が共に治療を開始し、次のいずれにも該当する者

- (1) 「広島県特定不妊治療支援事業」の承認決定通知書通知日から2ヶ月以内であること。
- (2) 申請時において、三原市内に住所を有すること。

- ※単身赴任等により、夫婦のいずれか（事実婚を含む）一方のみが市内に住所を有する場合も可
- (3) 市税を滞納していないこと。

問い合わせ
申請窓口

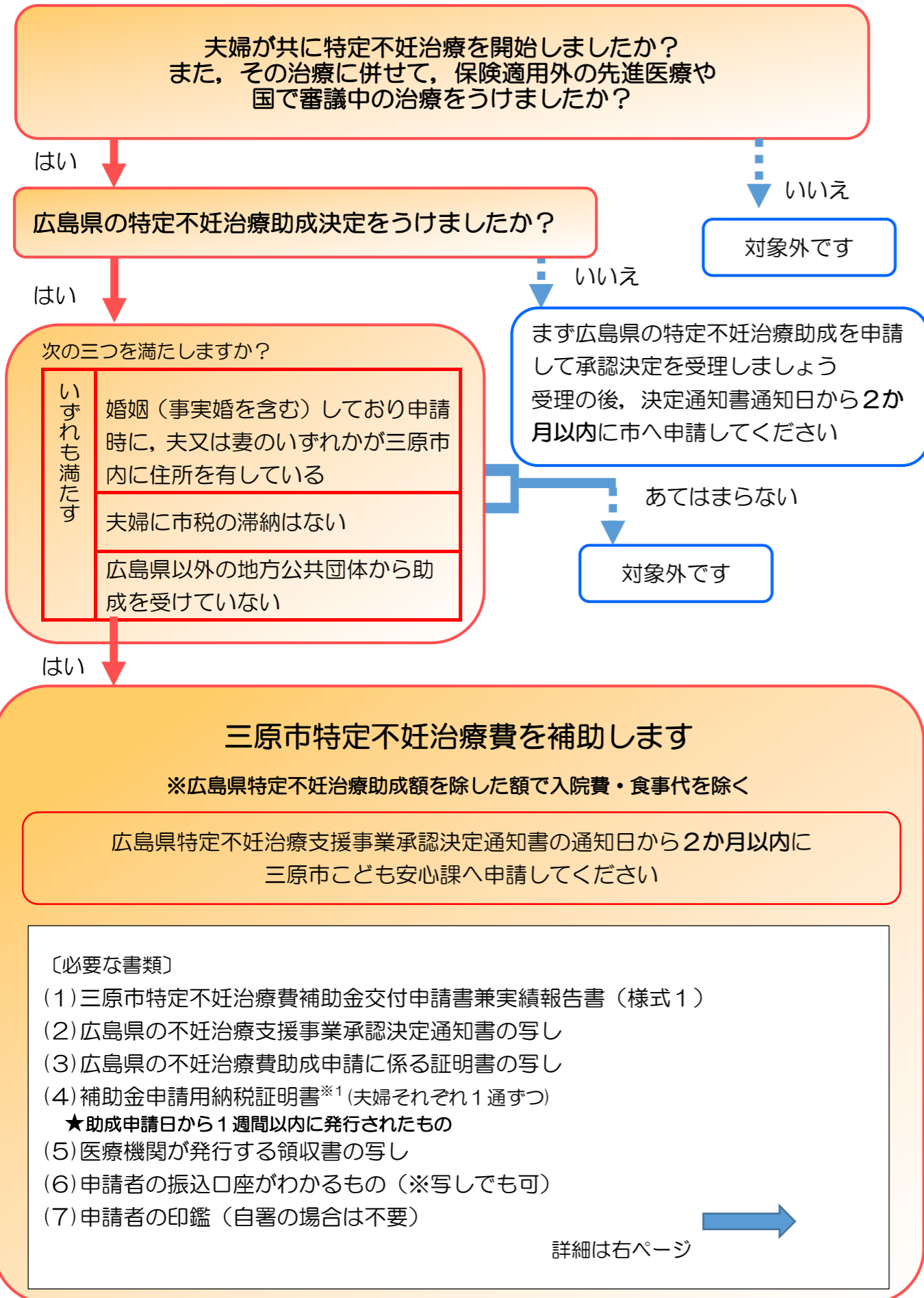


三原市子ども安心課 すくすく係
電話 0848-67-6061
8:30~17:15 (土日・祝日・年末年始除く)



詳細は
裏面へ

三原市の補助制度フローチャート ～該当するか確認してみましょう～



補助制度の概要

対象者	夫婦が共に治療を開始し、次のいずれにも該当する者 (1) 広島県の実施する特定不妊治療支援事業において、不妊治療費の助成決定を受けており、他の地方公共団体の助成を受けていないこと (2) 婚姻（事実婚を含む）しており、申請時において、夫または妻のいずれかが三原市内に住所を有すること ※単身赴任等により、夫婦のいずれか一方のみが市内に住所を有する場合も可 (3) 市税を滞納していないこと
補助対象 補助額	①保険診療で実施される特定不妊治療等に併せて行われた 先進医療 上限5万円 ②先進医療又は審議中の技術を併用することにより、本来保険適用となる治療も含めて 全額自費診療 となった治療 上限15万円 ※いずれも広島県の助成額を控除する。※検査医療機関の県内外は問わない。
補助回数	1子ごとに始めて助成を受けた際の 治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合、43歳になるまで6回 治療開始時の妻の年齢が40歳以上の場合、43歳になるまで3回 ※広島県に準じる ※令和4年4月1日以降に始めた治療期間の申請を数えます。 ※保険適用の治療だけで終了した治療の回数は含みません。
申請期限	★ 広島県特定不妊治療支援事業承認決定通知書通知日から2か月以内 (ただし、やむを得ない理由で申請が困難と認められる場合は180日以内)
必要書類	(1) 三原市特定不妊治療費補助金交付申請書兼実績報告書（様式1） (2) 広島県の特定不妊治療支援事業承認決定通知書の写し (3) 広島県の特定不妊治療費助成申請に係る証明書の写し (4) 補助金申請用納税証明書 ^{※1} （夫婦が三原市民の場合、それぞれ1通ずつ） ★助成申請日から1週間以内に発行されたもの (5) 医療機関が発行する領収書の写し (6) 申請者の振込口座がわかるもの（※写しでも可） (7) 申請者の印鑑（自署の場合は不要） ★以下は該当者のみ (8) 事実婚関係に関する申立書（事実婚の場合のみ） (9) 申請遅延に関する申立書（申請期限をやむを得ず超えた場合のみ） ◎申請に必要な各種様式については、申請窓口（こども安心課）で受け取っていただくか、ホームページでダウンロードしてください。 ※1 補助金申請用納税証明書の申請窓口は、三原市役所本庁舎2階「税制収納課」です。